

税務係

土地の地目変更、 建物の新增築等をされた方へ

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋を所有している方に課税されます。土地は1月1日現在の状況を評価して課税され、家屋は1月1日に現存する建物をお持ちの方に課税されます。

次の場合に該当する方は届出等をお願いいたします。

土地の地目変更や用途変更をした場合

住宅地から住宅地以外の用途にした場合、または住宅地以外の工場・倉庫等から住宅地に変更した場合に、長野地方税务局佐久支局（電話0267-67-2272）での登記の変更と、役場税務係に申し出てくださいようお願いいたします。

(参考)

土地の地目を変更する場合は、不動産登記法により「その変更があった時から1ヶ月以内に、地目の変更登記を行わなければならない。」と定められています。

建物を新築、または取り壊した場合

建物を新築・増築した時にはその翌年から課税の対象となり、取り壊した時にはその翌年から課税されなくなります。

すでにご連絡いただいたもの、または役場の家屋調査が済んだものを除き、本年中に建物を新築・増築した場合、または建物を取り壊した場合にはご連絡をお願いいたします。取壊しの場合は建物全体であるか一部であるかは問いません。

- ・建物を新築・増築した（建物の面積が増えた）
- ・建物を取り壊した（面積が減った）
- ・未登記の建物を売買・贈与・相続した

以上のような場合には、その都度届出をお願いいたします。



税務署からのお知らせ

国税に関するご相談は、 まず電話にてお問合せください

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。相談内容に応じて「1」、「2」、「3」の番号を選択してください。

「1」を選択

- 国税に関する一般的なご相談

「2」を選択

- 個別のご相談のための予約手続
- 税務署からの照会に関するお問合せ
- 税金の納付相談

「3」を選択

- 消費税の軽減税率制度に関するご相談

電話相談センター

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 「1」…所得税
- 「2」…源泉所得税・年末調整
- 「3」…相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」…法人税
- 「5」…消費税・印紙税
- 「6」…そのほかのご相談

税 務 署

消費税の軽減税率制度 に関する専用窓口

税務署での面接相談は、「事前予約制」としております。

相談日時をご予約いただくと、待ち時間なくご案内できます。

佐久税務署 電話 0267-67-3460 (代表)